

総合食品センター事業者の募集について

和歌山市中央卸売市場では、総合食品センター棟（「わかやままるしえ」）の店舗において業務を営む事業者を次のとおり募集します。

- 1 所在地 和歌山市中央卸売市場 総合食品センター棟「わかやままるしえ」
和歌山市西浜1660-401

2 募集対象者

市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人その他の市場の利用者に便益を提供することを目的として総合食品センター事業を営む者（下表のとおり）。

(1) 市場機能の充実に資する業務を営む者	【対象業務】 ① 食料品等（野菜・果実・生鮮水産物及びこれらの加工品を除く）を主たる取扱品目として卸売を行う者 ② 市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者 ③ 総合食品センター事業者が加工し、又は調製した物品の卸売業
(2) 市場の利用者に便益を提供する業務を営む者	【対象業務】 ① 理容業 ② 金融業（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）に規定する者が営むものに限る。） ③ 日用品販売業 ④ 雑貨品販売業 ⑤ 車両、備品等の修理又は販売業

- 3 募集店舗 総合食品センター棟内 区画B-21 ※ 別紙の「店舗情報」をご確認下さい。

4 応募手続

- (1) 応募期間 令和6年12月13日（金）から令和7年1月24日（金）必着。

午前9時から午後5時まで ※土・日・祝日・年末年始（12月28日から1月3日）は除く。

- (2) 書類提出先 641-0036 和歌山市西浜1660番地の401

和歌山市中央卸売市場 水産棟2階 管理事務所

※和歌山市中央卸売市場 管理事務所 業務班へ持参または郵送

- (3) 応募書類 和歌山市中央卸売市場のホームページ及び上記4(2)書類提出先で配布します。

- (4) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）※ 提出された書類は返却いたしません。

(5) その他 募集要項や条例、規則等をご理解いただいた上でご応募をお願いします。

なお、応募受付後、書類審査を行い、参加資格を有するとした者に係る面接審査日程については、順次書類で通知いたします。

5 選考

書類審査及び面接審査を経て一定の基準を満たす者1名を決定します。一定の基準を満たす者が複数あった場合は、最高得点の者に決定します。

総合食品センター事業者は、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人その他の市場の利用者に便益を提供する業務を行う者をいい、入居にあたっては和歌山市中央卸売市場に定める総合食品センターの業務許可及び使用指定を受ける必要があります。

6 ホームページ（募集要項や応募様式はこちらから）

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/sangyo_koyo_roudou/1001116/1007759/1007760.html
和歌山市中央卸売市場のページ内「事業者の募集」からご確認下さい。

7 店舗看板

募集店舗には指定を受けた者の負担により、次の条件で看板を設置する必要があります。

- ・おおむね縦450mm・横1500mmの大きさのもの
- ・他の店舗の看板と調和のとれた木目調のデザインであること。
- ・おおむね下記写真の位置に1枚設置すること。



8 問い合わせ先 和歌山市中央卸売市場（TEL 073-431-3161）

店舗情報

別紙

区画	部屋の大きさ	料金	通信
B-21	幅 約4m 奥行 約4m (16㎡)	施設使用料 月額29,504円 保証金 88,512円	建物内電気室まで NTTの引込有
水道	ガス(都市ガス)	電力	その他
25mm	25A	・電灯 主幹30A ・動力 主幹30A 2KWhまで	グリストラップなし 洗面台あり

★店舗写真



★位置図

和歌山市中央卸売市場
総合食品センター
(愛称；わかやままるしえ)

対象店舗 (B-21)

